

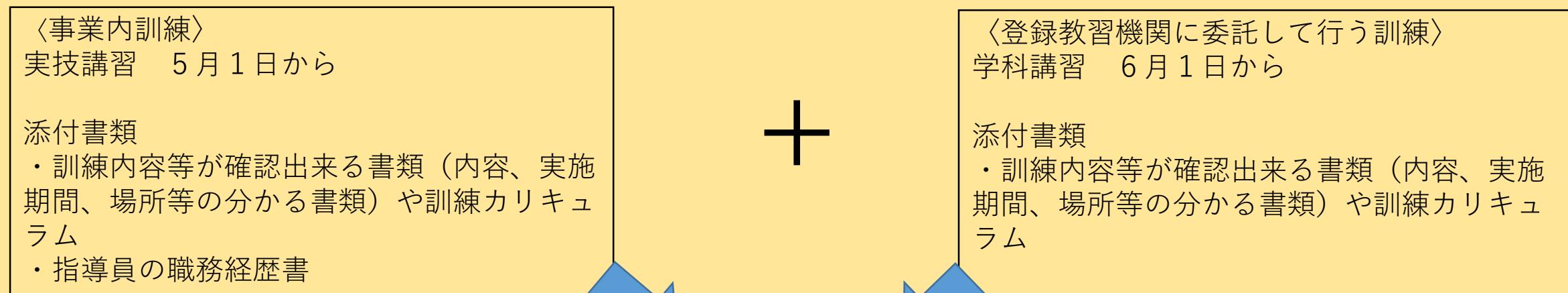
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）ご利用の事業主様へ 登録教習機関で学科のみ実施する特別教育について

※ 事業内訓練にて実技、登録講習機関にて学科を実施する特別教育に関する留意点

事業主自らが実技講習を行い、その証明をもって、登録講習機関で学科講習のみを受講する場合、事業内訓練（実技）が始まる日の3カ月前から原則1週間前までに計画届を提出する必要がありますのでご留意ください。

例：アーク溶接特別教育 学科 11 時間 実技 10 時間

実技 10 時間を事業主自ら行い、その証明をもって学科 11 時間を登録講習機関に委託して行う。



この場合、実技講習(事業内訓練)開始する日の3カ月前から原則1週間前まで計画届の提出が必要となることから提出期限は、4月24日となります。

支給申請書提出時には、事業内訓練経費を申請される場合、登録教習機関に委託して行う訓練に係る添付書類の他に事業内訓練（実技）にかかった経費に関する添付書類（建設機械借上料金等の領収証等）を提出する必要があります。また、訓練期間中（事業内訓練・登録講習機関に委託して行う訓練）に、所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払ったと分かる書類の提出も必要となりますのでご留意ください。
※ 詳しくは、「建設事業主等に対する助成金のご案内」28～40ページをご覧下さい。

厚生労働省HP
「建設事業主等に対する
助成金のご案内」
↓↓↓



計画届の内容に変更が生じた場合は変更届が必要となります。

提出された計画届の内容に変更が生じた場合は変更届が必要となります。下記に一例を記載しますが、変更届を提出せずに訓練を実施した場合、支給対象外となることがありますので、自身で判断せずハローワークまたは労働局にご相談ください。

「事前に届出が必要な変更事由 の一例」

・実施日時

当初計画（変更前の計画）していた訓練実施予定日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに、変更届（建技様式第2号）と変更内容の分かる書類を添付してハローワークへ提出

例 4月5日に計画していた訓練を4月10日に変更する場合→4月4日までが期限
4月5日に計画していた訓練を4月3日に変更する場合→4月2日までが期限

・実施方法

・実施場所

・講習機関名（主催者名）

